

資料

令和3年12月16日開催
第6回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第1号 美瑛町中小企業振興基本条例の制定について ----- 1～2

○条例の一部改正

議案第2号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について ----- 3～9

議案第3号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ
いて ----- 10～11

議案第4号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成
に関する条例の一部改正について ----- 12～13

美瑛町中小企業振興基本条例の制定要旨

1 制定の要旨

中小企業は、地域の雇用と経済を支えるとともに、地域社会の担い手として町民生活の向上に重要な役割を果たしており、本町においては、昭和45年に制定した中小企業等振興条例によって、その振興を図ってきた。しかし、少子高齢化や人口減少、需要の多様化、過去に経験したことのない災害の発生等、中小企業を取り巻く経済的社会的環境が変化したことによって、現条例では、中小企業が抱える課題に対応できなくなっている。

このような中、中小企業の振興が地域経済の発展に大きく関わり、ひいては町民生活の向上につながるという認識を町、中小企業者等及び町民が共有し、地域社会が一体となって町内の中小企業を支えていく必要があることから、理念条例として新たに本条例を制定し、迅速かつ効果的な施策を総合的に推進する。

2 制定の概要

第1条（目的）

本条例の制定の目的について規定

第2条（定義）

本条例における用語の意義を規定

第3条（基本理念）

中小企業の振興における基本理念を規定

第4条（町の責務）

中小企業の振興における町の責務について規定

第5条（中小企業者等の努力）

中小企業者等が努力すべき事項について規定

第6条（町民の理解及び協力）

中小企業の振興に対する町民の理解と協力について規定

第7条（施策の基本方針）

町が中小企業の振興に関する施策を講じるに当たって必要となる基本方

針を規定

第8条（財政上の措置）

中小企業の振興に必要な財政上の措置について規定

第9条（委任）

本条例の施行に必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日、美瑛町中小企業等振興条例の廃止、経過措置について規定

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が施行され、町内保育所等においてもその運用が開始されることから本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

保育所等では、記録の作成や保管、保護者への説明や同意確認などを書面で行っているが、業務効率化を目的としたシステム導入を進めていることから、書面による対応に加え、電磁的方法による対応も可能とする条例の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年12月16日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第6条～第37条 【略】</p>	<p>第6条～第37条 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年12月16日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(内容及び手続の説明及び同意) 第38条 【略】</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意) 第38条 【略】</p>
<p>第39条～第41条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～9 【略】 第43条～第52条 【略】 (電磁的記録等) 第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚</p>	<p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 第39条～第41条 【略】 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～9 【略】 第43条～第52条 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和3年12月16日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の 申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方 法)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を もって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する 方法</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイ ルへの記録を出力することによる文書を作成することができるも のでなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供 しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教 育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方 法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得な なければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が 使用するもの</p>	<p>_____</p>
<p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>_____</p>
<p>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教 育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的 方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・ 保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を 電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給 付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が令和2年4月1日に施行され、試行運用期間を経て、令和3年10月からオンライン資格確認等システムの本格運用となるため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードを健康保険証として利用する改正法は、令和2年4月1日施行となり、電子資格確認の実質的な運用は令和3年3月末からの開始を予定していたが、国の試行運用期間中にシステムの不具合で延期となり、令和3年10月20日から本格運用の開始が公表されたことから、個人番号カードによる電子資格確認を可能とする条例の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例 新旧対照表

令和3年12月16日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）の扶養義務者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において治療及び薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）の扶養義務者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において治療及び薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が令和2年4月1日に施行され、試行運用期間を経て、令和3年10月からオンライン資格確認等システムの本格運用となるため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードを健康保険証として利用する改正法は、令和2年4月1日施行となり、電子資格確認の実質的な運用は令和3年3月末からの開始を予定していたが、国の試行運用期間中にシステムの不具合で延期となり、令和3年10月20日から本格運用の開始が公表されたことから、個人番号カードによる電子資格確認を可能とする条例の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

令和3年12月16日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>